セゾン投信総合取引約款新旧対照表

セゾン投信総合取引約款にて該当箇所を〈変更前〉から〈変更後〉の内容に訂正します。下線部は変更部分を示します。

当該改定は、2020年7月5日より改定します。なお、条および章の追加、削除により条番および章番のみが変更されているものについては記載しておりません。

のみが変更されているものについては記載しておりません。	
/ 本 再 / 4/ >	(下線部変更箇所)
	〈変更前〉 第1章 セゾン投信総合取引約款
第1節 総合取引	第1節 総合取引
第1条(略)	第1条(略)
(「総合取引」のご利用)	(「総合取引」のご利用)
第2条	第2条
(1)~(9) (略)	(1) ~ (9) (略)
(10). 第11章に定める「定期換金サービス」	(新設)
第3条~第19条(略)	第3条~第19条(略)
(お申込みの受付け)	(お申込みの受付け)
第20条 買付・解約(以下「お取引」といいます)は、 お客さまご本人からお申込みをいただくほか、 「第4章 定期積立プラン取扱い規定」 <u>及び</u> 「第11章 定期換金サービス(セゾン定期 便)取扱い規定」に定めるところに基づきお受けします。	第20条 買付・解約(以下「お取引」といいます)は、 お客さまご本人からお申込みをいただくほか、 「第4章 定期積立プラン取扱い規定」に定めるところに基づきお受けします。
2~3 (略)	2~3 (略)
第21条~第23条(略)	第21条~第23条(略)
(二角军於)	(ご解約)
第24条	第24条
1~4 (略)	1~4 (略)
5. 同一の申込可能日において、当社がお客さまから、同一の「総合取引口座」で同一銘柄の投資信託の解約のお申し込みをお受けすることができる回数は、1回に限ります。ただし、ここにいう解約には「第11章 定期換金サービス(セゾン定期便)取扱い規定」に基づく解約は含まれません。	(新設)
第25条~第37条(略)	第25条~第37条(略)
第2章~第10章(略)	第2章~第10章(略)
第11章 定期換金サービス (セゾン定期便) 取	(新設)

扱い規定

第1条 この規定は、お客さまの口座で管理する 投資信託を定期的に解約するサービス(以下 「定期換金サービス」といいます。)に関す る取決めです。当社は、この規定に従って「定

(規定の趣旨)

〈変更後〉 〈変更前〉

期換金サービス」に係る契約をお客さまと締 結いたします。

2. 本規定に定めがない事項については、「総 合取引約款」、「投資信託約款」及び「目論 見書」に定めるところにより取り扱います。

(「定期換金サービス」の内容)

- 第2条 「定期換金サービス」は、お客さまの口座で管理する投資信託を、毎月又は隔月で当社があらかじめ指定する日(以下「指定日」といいます。)に、継続して解約する契約及び取引をいいます。
- 2.「定期換金サービス」の対象となる口座は、特定口座とします。
- 3.「定期換金サービス」の対象となる銘柄は、 別途当社が定める銘柄(以下「取扱銘柄」といい ます。)の中からご指定いただくものとします。 お客さまがご指定された「定期換金サービス」の 対象となる銘柄を「指定銘柄」といいます。
- 4. 解約が行われる月を「解約月」といいます。 隔月での解約をお選びいただいた場合、解約月は 1月、3月、5月、7月、9月及び11月としま す。
- 5.「指定日」は、解約月の16日(休日の場合 はその翌営業日)とします。

(お申込み)

- 第3条 お客さまは、以下の各号すべてに該当す る場合に「定期換金サービス」をご利用いた だけます。
- (1). お客さまが、当社の「総合取引口座」を 開設済みであること
- (2). お客さまが、当社の特定口座を開設済 みであること
- (3). 特定口座内に保有する「指定銘柄」について、お申込時点の残高の評価金額が、 2,000,000円以上であること
- (4). お客さまが、当社所定の方法によりお申 込みをされ、当社がこれを承諾した場合
 - 2. お客さまは、「取扱銘柄」の中から1銘柄 以上の銘柄を指定し、かつ、金額による場合 は年間の解約金額、口数による場合は解約年 数のいずれかを指定して、お申込みを行なっ ていただくものとします。
 - 3. お申込可能な1回当たりの解約代金は、 お申込時点において10,000円以上1円の整 数倍の金額又はそれに相当する口数を下限 とします。

〈変更後〉 〈変更前〉

(「定期換金サービス」の開始)

第4条 「定期換金サービス」の適用開始日は、以下の通りとします。

- (1). お客さまが、セゾン投信ネット取引を通じてお申込みをした場合、お申込みが完了した直後の「指定日」から「定期換金サービス」を開始します。解約月の15日(休日の場合はその前営業日)までにお申込みが完了した場合は、当月の「指定日」から「定期換金サービス」を開始します。
- (2). お客さまが、書面を通じてお申込みをした場合、解約月の10日(休日の場合はその前営業日)までに当社が当該お申込みを承諾したときは当月の「指定日」から、それ以外のときは翌月以降の「指定日」から、「定期換金サービス」を開始します。

(「定期換金サービス」による解約)

- 第5条 当社は、第3条に基づいて行われたお申込みに沿って解約を行います。解約は該当月の「指定日」を注文日(休日の場合はその翌営業日)として行うものとし、1口単位の解約価額その他は目論見書に記載するところによります。
- (1). 金額による場合は、指定された金額になるように、解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄を全て解約しても、指定された金額に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。
- (2). 口数による場合は、指定された解約年数に基づき算出した口数で解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄の口数が前述の口数に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。
- (3). 前号において、以下の場合、指定された 解約年数満了後も指定銘柄の残高が残る場合が あります。
- ①「定期換金サービス」をご利用中に指定銘柄を 特定口座にてお買付された場合
- ②その他、相続による移管等により指定銘柄の特 定口座内の残高が増加した場合
- (4). 解約代金のお支払いについては、「総合取 引約款」に定めるところに準じます。

(お申込内容の変更)

第6条 お客さまは、当社の所定の手続きに 従って「定期換金サービス」の指定条件の変更を 行うことができます。ただし、適用日は以下の通 〈変更後〉 〈変更前〉

りとします。

- (1). お客さまが、セゾン投信ネット取引を通じて当社所定の手続きに従って変更のお申込みをした場合、お申込みが完了した直後の「指定日」付で当該指定条件の変更のお取扱いとします。 (解約月の15日(休日の場合はその前営業日)までにお申込みが完了した場合は、当月の「指定日」付けで当該指定条件の変更のお取扱いとします。)
- (2). お客さまが、当社所定の手続きに従って、書面を通じて当該指定条件変更のお申込みをした場合、解約月の10日(休日の場合はその前営業日)までに当社が当該お申込みを承諾したときは当月の「指定日」付で、それ以外のときは翌月以降の「指定日」付けで、当該お申し込みの変更のお取扱いとします。
- 2.指定条件変更時における1回当たりの解約代金は、5,000円以上1円の整数倍の金額又はそれに相当する口数を下限とします。
- 3.「定期換金サービス」の指定条件の変更は、 年に1回(1月から12月の間で1回)までとし ます。

(お客さまへのご通知)

第7条 当社は、「定期換金サービス」に基づく お取引の明細及び残高について、「総合取引約款」 に基づき、お客さまにご通知いたします。

(「取扱銘柄」の除外)

- 第8条 当社は、「取扱銘柄」が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該「取扱銘柄」を「定期換金サービス」の対象から除外することができるものとします。
- (1). 当該「取扱銘柄」が償還されることとなった場合若しくは償還された場合
- (2). そのほか、当社が必要と認める場合

(「定期換金サービス」の解約)

- 第9条 「定期換金サービス」は、以下の各号の いずれかに該当したときに解約されるものとし ます。
- (1).「総合取引約款」に基づく「総合取引」が 解約されたとき
- (2). 当社所定の手続きに従ってお客さまから 「定期換金サービス」の解約のお申込みがなされ、当社が当該お申込みを承諾したとき
- (3). 第5条第1号及び第2号で規定する解約 の結果、お客さまの特定口座において、「指定銘

〈変更後〉	〈変更前〉
柄」の残高が無くなったとき	
(4). お客さまが口数による解約を指定し、解	
約年数が満了となったとき。なお、「定期換金サ	
ービス」をご利用中に特定口座内の指定銘柄をセ	
ゾン投信ネット取引等でご解約された場合、指定	
された解約年数以前に満了となることがありま	
<u>\$\frac{1}{2}</u>	
(5). 当社が「定期換金サービス」を継続する	
ことができなくなったとき	
(6). 転居先不明、解約代金のお支払いが一定	
回数できなかった場合等やむを得ない事由によ	
り、当社が「定期換金サービス」を解約すること	
が相当であると認めたとき	
(7). お客さまの「指定銘柄」が前条の規定に	
従い「取扱銘柄」から除外されたとき	
(8). やむを得ない事由により、当社が「定期	
換金サービス」の解約を申し出たとき	
2.「定期換金サービス」の解約の適用日は、セ	
ゾン投信ネット取引を通じたお申込みの場合は	
第6条第1項、書面を通じたお申込みの場合は同	
条第2項の適用日と同一とします。	
	DI I

以上